

ふくい南青山 291 における取扱い商品の判断基準および取扱い事例

〔基本的考え方〕

ふくい南青山 291 で取り扱う商品の判断基準を、別紙 6 「県産品の定義」を基本に次のとおりまとめる。

ふくい南青山 291 において取り扱うかどうかは、次の事項を鑑みて総合的に判断する。

(1) 福井県および県産品のブランド力向上につながるものであること。

(解釈例) 県内に主たる事務所を置く企業が企画・販売するものであっても、中国で製造された商品であると認められるものは、県産品のブランド力向上にはつながらないと判断し、取り扱わない。

〔事例〕眼鏡フレームについては、原産国表示に関する統一ルールにより「日本製」と認められるものに限る。(「眼鏡公正競争規約」および「同施行規則」が施行後はその規定に従う。)

(2) アンテナショップとしての商品構成上のバランスを崩すものでないこと。

(解釈例) 特定の商品群で販売スペースや什器のうち多くを占有することになるものは取り扱わない。

(3) 福井県の施策や技術協力に係るものであること。

(解釈例 1) 福井県の補助を受けて、県内に主たる事務所を置く企業等が製造あるいは企画・販売する商品等

(解釈例 2) 福井県の試験場等と共同開発した技術を用いて、県内に主たる事務所を置く企業等が製造あるいは企画・販売する商品等

1 一般の工業製品等 (2 以外のもの)

ふくい南青山 291 で取り扱う商品は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置く企業・組合等 (個人事業主および県内に在住する個人を含む) が製造あるいは企画・販売する製品等であること。
- (2) 主たる事務所が県外にある場合は、当該製品の製造工場の所在地が県内であること。

(解釈例 1)

県内に主たる事務所を置く産元商社が製品の企画を行い、県外で製造 (工程の一部も含む) したものであっても、当該産元商社の名で販売するものであれば、ふくい南青山 291 における取扱い商品とする。

(解釈例 2)

福井県の伝統的工芸品産業 (指定 6 品目) に係るものについては、当該工芸品の指定を受けた製品、またはこれらの技術を応用した関連製品で、県内で製造されたもの。

(解釈例3)

福井県の郷土指定工芸品産業(指定24品目)に係るものについては、当該工芸品の指定を受けた製品、またはこれらの技術を応用した関連製品で、県内で製造されたもの。

(例外1)

複数の商品等を組み合わせたセット商品については、主たる商品が(1)(2)のいずれかの判断基準に該当し、かつ、販売元となる企業の主たる事務所が県内に在ること。ただし、従たる商品について、県内に同種産品が在る場合は除く。

例えば、抹茶セット商品のうち茶筌及び緑茶が県外産であっても、茶椀が伝統的工芸品産業に係るもの(越前漆器または越前焼等)であれば、当該セット商品をふくい南青山291で取り扱うこととする。

2 福井県の農水産物、加工食品に係るもの

ふくい南青山291で取り扱う商品は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 福井県内で生産(水揚げ含む、以下同じ)された農水産物
- (2) 福井県内で生産された農水産物を主原材料に、調理・加工したもの。
- (3) 福井県の食文化あるいは伝統技法をもとに調理・加工されたもの。

(例外1)

県内事業者の保護の観点から、県外事業者により調理・加工された食品は除く。
(下表参照)

判断に当たっての参考事例

	主原材料	事業者	加工場	県産品の判定
基本型	福井県	福井県	福井県	○
越のルビージュース	福井県	福井県	県外	○
おたべ	福井県	県外	福井県	×
麦とろ麺	福井県	県外	県外	×
へしこ、焼鯖寿司	県外	福井県	福井県	○
へしこ、焼鯖寿司	県外	県外	福井県	×
そば焼酎	福井県	福井県	県外	○

(例外2)

複数の商品等を組み合わせたセット商品については、主たる商品が(1)(2)(3)のいずれかの判断基準に該当し、かつ、販売元となる企業の主たる事務所が県内に在ること。ただし、従たる商品について、県内に同種産品が在る場合は除く。